

松田町住宅用火災警報器設置推進事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）の設置拡大と火災の被害を最小限に食い止めることを目的として定めた警報器を無償配付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における、警報器の定義は、火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声により警報を発して火災発生を知らせる機材をいう。

（配付対象者）

第3条 警報器の配付を受けることができる者は、申請日に次の各号の要件をすべて備える者とする。ただし、町長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

（1） 町内に住所を有している者

（2） 65歳以上の者

2 警報器の配付の個数は、1世帯につき2個とする。

（申請）

第4条 警報器の配付を希望する者は火災警報器配付申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、町長に申請を行うものとする。

2 対象者自らの申請が困難な場合等は、同一世帯の者であれば代理申請を可能とする。

3 前項の規定による代理申請を行う場合は、第3条に規定する対象者であることが確認できる書類を提出しなければならない。

4 その他、町長が必要と認めるものを申請時に提出しなければならない。

（配付の決定）

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は申請者に警報器の引き渡しを行うものとする。

2 前項の規定により引き渡しを受けた者は、前条で定める受領書（第 2 号様式）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

（利用者の責務）

第 6 条 この要綱の規定により警報器の配付を受けた者は、これを適正に設置し、及び使用しなければならない。

（免責）

第 7 条 配付を受けた警報器の設置又は使用に関連して利用者等に生じた損害等については、町はその責を負わないものとする。

（返還）

第 8 条 町長は、配付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、配付された警報器を返還させることができる。

（ 1 ） 虚偽その他不正の手段により配付を受けたとき。

（ 2 ） その他町長が不適正と認めたとき。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。